#### 福島県行財政改革推進本部会議 次第

日 時 令和2年7月22日(水)

午前10:00~

場 所 北庁舎2階 災害対策本部会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
- (1) 復興・創生に向けた行財政運営方針に基づく令和元年度の主な 取組状況(案)について
- (2) 復興・再生に向けた行財政運営方針及び復興・創生に向けた行 財政運営方針に基づく取組状況の総括(案)について
- (3)復興・創生に向けた行財政運営方針の見直しについて
- 3 閉 会

# 福島県行財政改革推進本部会議 席次

日時:令和2年7月22日(水)午前10:00~ 場所:北庁舎2階 災害対策本部会議室

				システム操作	卓			令木 知事	知事	井出副知事	<b></b>					
								0	0	0				1		
総務部政策監	0			会 計 管 理 者 兼 出 納 局 長	0		0				0		0	土 ;	木;	部 長
総務部次長 (人事担当)	0	議会事務局長	0			警察本部長	0				0	病院事業管理者				
行政経営課長	0			病 院 局 長	0		0				0		0	企	業	局 長
財政課長	0	監 査 委 員 事 務 局 長	0			総務部長	0				0	教 育 長				
市町村行政課長	0			文化スポーツ 局 長	0		0				0		0	避り	難 :	地 域 局 長
広報課長	0	人 事 委 員 会 事 務 局 長	0			企画調整部長	0				0	危機管理部長				
				観光交流局長	0		0				0		0	こども	未	来局長
		労 働 委 員 会 事 務 局 長	0			保健福祉部長	0				0	生活環境部長				
				県 北 地 方 振 興 局 長	0		0				0		0	原子対策	· 力 : 担 <del>·</del>	損 害 当理事
				派英的民		農林水産部長	0				0	商工労働部長		<b>71 X</b>	) <u>-</u> =	<b>1</b> / <b>T</b>
								ı		L				ı		
						_ 入口		9面マ	ルチディス	プレイ		入口		·ステ』 V会諱		

### 「復興・創生に向けた行財政運営方針」に基づく令和元年度の主な取組状況【概要】





福島県行財政改革推進本部 **令和2年7月** 

#### うつくしま行財政改革大綱

(平成18年度~22年度)

平成23年3月11日 東日本大震災発生,

#### 『復興・再生に向けた 行財政運営方針』

(平成24年10月策定)

### 《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

自主財源の確保

県有財産の活用

6.9億円

(未利用財産処分、広告事業等)

歳入確保を図るため、未利用財産の処分 を進めるとともに、県有財産を有効活用し た広告事業や行政財産の貸付を公募により 行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分等	16	542百万円
広告事業	12	35百万円
貸付事業等	4	112百万円

《視点2》 復興を加速させる執行体制の強化

国からの復興財源確保

国からの復興財源確保

· 震災復興特別交付税

946億円(R2 当初予算額) ·福島再生加速化交付金

791億円(R2 当初予算額) 国からの財源措置として、震災復興特 別交付税が通常分とは別枠で確保される

とともに、本県独自の福島再生加速化交付金が継続して措置されました。

原子力損害賠償金の確保

原子力損害賠償金

の請求 一般会計

15億円

9億円 ・公営企業会計 (R元年度請求額)

令和元年度中に新たにとりまとめた損 害について、東京電力に賠償を請求しま した。

歳出両面からの徹底した精査 歳入の確保

財政健全性の確保に向けた歳入・

10億円(事務事業の見直し)

基金や県債の活用、内部管理経費の節減や事務事業の見直し等を行うことなどにより歳入の確保に努めました。 <主な取組>

《復興·創生分》 原子力災害等復興基金の活用 373億円 ≪通常分≫ 10億円 事務事業の抜本的な見直し等

県債の更なる活用

#### 平成29年10月、運営方針が5年の対象期

復興・創生を着実に推進する ための体制整備

#### 組織体制の強化

福島イノベーション・コースト構想推進室 の廃止及び福島イノベーション・コースト 構想推進課の新設

様々な行政運営上の課題等に迅速かつ 的確に対応していくため、組織改正等を 行いました。

#### 2 復興・創生に向けた人員の確保

必要な人員の確保 他県等応援職員103名

民間企業等派遣職員8名

令和2年4月1日現在 令和2年度に向け正規職員や任期付職 員の採用に加え、他県等応援職員や国の 独立行政法人等からの派遣職員の受入れ など、必要な人員の確保に努めました。

#### 3 復興・創生を担う人材の育成

職員研修の充実 新採用職員サポート職員

224名
・会計事務職員研修 946名
・メンタルヘルス研修 1,598名

新採用職員の相談相手となる先輩職員 利水州・城中のでは、 をサポート職員として配置する「新採用 職員サポート制度」や会計事務職員の足 質向上に向けた研修会等を実施しました。 ケアに関する研修会等を実施・受講職員数)

#### 4 多様な主体との協働の推進 専門的知識を持った

人材の活用

福島県クリエイティブディレクター

Jヴィレッジ復興サポーター

地域産業復興・創生アドバイザー等 外部専門家をアドバイザーに委嘱する

など専門的知識を有する人材の活用を図 りました。

# 終期である令和2年度末

対象期間:復興・創生期間の

『復興・創生に向けた

間を迎えることから、取組を総括し、運営

以下の4つの視点に重点を置いた 柔軟な行財政運営を推進

### 視点1

方針を見直した。

復興を支える財源の確保 と財政健全性の確保

行財政運営方針』

## 視点2

復興を加速させる執行体 制の強化

#### 復興を進める市町村との 視点3 連携強化

#### 復興に向けた効果的な 視点4 情報発信

#### 《視点3》 復興を進める市町村との連携強化 復興・再生に当たっての課題解決

市町村との協議等

39回(3人4脚)

(R元市町村訪問協議)

に向けた連携

原子力災害により避難地域等となって いる市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を 正のない。 できため、国できたがら、 体制を取りながら、 で各市町村を訪問し協議を実施しました。

2 市町村の行政運営に対する人的 支援等

県職員の派遣

県職員44名派遣

(R2県職員の市町村等派遣数) 県任期付職員28名派遣

(R2 県任期付職員の市町村派遣数

市町村等からの派遣要請により県職員を 派遣するとともに、県任期付職員の公募・ 選考を行い、被災市町村へ派遣しました。

3 復興・創生に向けた取組に対する 支援の充実強化

復興公営住宅の整備

4.767戸

(R2.3.31現在 完成戸数)

長期避難者等の生活拠点整備に向け. 避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。

(計画戸数 4,890戸)

4 市町村の財政運営に対する支援

復興財源の確保

震災復興特別交付税

462億円(R元市町村分)

復興交付金

113億円(R2 国当初予算)

令和元年度震災復興特別交付税の算定 はTHAN + 大原大復典特別 父 行祝の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

#### 《視点4》 復興に向けた効果的な情報発信

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信

統一性のある情報発信

「ふくしま復興のあゆみ」 「復興・再生のあゆみ」

の発行(計3回) 復興の状況をまとめた「ふくしま復興 のあゆみ」等を定期的に更新し、各種イ ベントでの掲示や配布、県ホームページ での公表などを行いました。

避難者への情報発信

ふくしまの今が分かる新聞 (年6回、34,000世帯、

避難者に対してふるさとの復興情報の 提供を随時行い、ふるさととの絆を維持 するとともに、きめ細かな情報発信に努

県外自主避難2,000世帯)

2 ターゲットの明確化と連携強化 による伝わる情報発信

県公式イメージポスター 等の作成

来て、呑んで、味わって、 住んで、ふくしま

県クリエイティブディレクター監修の と、5種類の県公式イメージポスター と12種類の対版「来て」ポスターを 作成し、本県に思いを寄せる企業や自治 体等に幅広く掲出いただきました。

県民生活の安全・安心の確保等 に向けた情報発信

モニタリング検査結果公表

農林水産物モニタリング件数

15,760点 米の全量全绕検査 940万点

米を含む農林水産物等の放射性物質モ ニタリング検査結果を、県が運営する品 用WEB「福島県農林水産物・加工食品 モニタリング情報」で提供しました。



「復興・再生に向けた行財政運営方針」及び「復興・創生に向けた 行財政運営方針」に基づく取組状況の総括【概要】

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

資料 2

自主財源の確保

復興・創生に向けた行財政運営方針

財源と財政健全性の確保

2 国からの復興財源確保 3 原子力損害賠償金の確保 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面

からの徹底した精査

視点2 執行体制の強化

1 復興・創生を着実に進めるための体制整備 2 復興・創生に向けた人員の確保

3 復興・創生を担う人材の育成 4 多様な主体との協働の推進

市町村との連携強化

視点1

視点3 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた

実強化

連携 2 市町村の行政運営に対する人的支援等 3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充

4 市町村の財政運営に対する支援

視点4

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的 な情報発信 2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わ

る情報発信 3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情 報発信

その他の取組 働き方改革等

## 1 業務効率化に向けた働き方改革 2 継続的な行財政改革への取組

効果的な情報発信等

# ○あらゆる手段により、歳入確保に努めた。

復興・創生のための財源を国に求め、所要 の財源を確保した。東京電力に原子力損害
■ 賠償金を請求し、一部支払いを受けた。

○事務事業を検証し、効果的・効率的な執 行を徹底し、財政健全性の確保に努めた。

取組の総括

《視点2》 復興を加速させる執行体制の強化

取組の総括

○直面する課題に迅速かつ的確に対応する ため、部局や課室の新設など必要な組織改

正等を実施。 ○復興・創生に必要な人員を、正規職員や ┃ ○事業の進捗や中長期的な行政需要等を踏 ┃ 任期付職員の採用、他県や国等の職員の受 入れなど、多様な方策により確保。

《視点3》 復興を進める市町村との連携強化 取組の総括

○長期避難者の生活拠点の形成、広域連携 や職員確保などに連携して取り組んだ。 職員派遣等の人的支援やハード整備等の ■

事業執行への支援に幅広に対応した。 ○国へ財源確保を様々な機会で要望した。 市町村と連携して原子力損害賠償を請求。

《視点4》 復興に向けた効果的な情報発信等

取組の総括

《その他の取組》

○全庁一体となった取組により、農林水産 物や観光客入込数などは様々な成果が現れ ている。

○一方、一部の農林水産物や教育旅行など

ともに、福島への認識をアップデートして は震災前の水準に達しておらず、風評・風 化の問題は根強い状況。

取組の総括

○福島県職員版働き方改革基本方針を決定

し、働き方の見直しに向けた取組を実施。

ぞれの計画に基づいて継続的に取り組んだ。

政需要が生じているが、一般財源総額確保 は予断を許さない状況。

主な課題 ○福島イノベーション・コースト構想の実 現や風評・風化対策への全庁的な対応が必

まえ、引き続き必要な人員の確保と様々な 手法による執行体制の強化が必要。

引き続き抱えており、増大する業務に対し

○復興・創生期間はもとより、同期間終了

将来にわたる財政の健全性の確保が必要。

主な課題

○ブランドカ向上や信頼される産地・魅力

○国内外に最新の現状と魅力を発信すると

主な課題

○職員が安心して効率的に業務に臨める環

行財政改革の課題は継続的な取組が必要。

ある観光コンテンツづくり等が必要。

て職員が不足している。

もらうための対策が不可欠。

境を整備することが必要。

○個別の行財政改革の課題について、それ

○復興・創生に重点を置く中でも、個別の

後も財源不足が懸念される。

主な課題

○復興のステージが進むにつれて生じる新

たな課題に対応するため、復興・創生期間

○中長期的な取組が不可欠となる多様な財

後も長期的・安定的な財源確保が必要。

主な課題

○被災市町村は単独で解決できない課題を

等を推進する。

継続が必要

により対策を強化する。

求めていく。

■復興・創生の実現に向けた業務執行体制の整備 変化する行政課題に、全庁的かつ部局横断的 に迅速かつ柔軟に対応する。短期的・長期的な 行政需要のバランスを考慮した組織体制の整備 に加え、多様な主体との協働や外部人材の活用

■課題解決に向けた連携と人的支援

■復興財源の確保と健全な財政運営

求め、財政健全性への助言等を行う。

員の確保に取り組んでいく。

取組の方向性

被災市町村と一層の連携を図り、継続して職

国に市町村の負担極小化に向けて財源確保を

取組の方向性

■風評払拭・風化防止に向けて粘り強い取組の

①積極的なチャレンジの継続、②「アップ

感・共働による信頼関係の構築、の3つの方針

取組の方向性

職員の意識の見直し、職場環境の整備、働く

各計画に基づく適切な進行管理が必要。

■職員の働き方改革のさらなる推進

場所や時間の多様化等を図る。

■行財政改革の継続した取組

デート」と「ビジット」の更なる推進、③共

取組の方向性

債・基金の活用等により歳入確保を図る。

■歳入・歳出両面からの徹底した精査

徹底した歳出の精査に努めるとともに、県

令和2年7月 福島県行財政改革推進本部

取組の方向性

引き続き国に対して必要な財源の確保を強く

■国からの復興財源の確保

#### 「復興・創生に向けた行財政運営方針」の見直しについて

#### I 運営方針策定の経緯等

- 本県の行財政改革については、昭和60年以降、<u>数次にわたり「行財政改革大綱(以</u>下「行革大綱」という。)」等を策定し、その計画に基づき実施
- 平成22年度中には、平成23年度を始期とする行革大綱の策定を進めていたが、 東日本大震災の発生により、完成直前で策定作業が中断(未施行)
- 平成24年10月に<u>「復興・再生に向けた行財政運営方針」(H24~H28)、</u>平成 29年10月に「**復興・創生に向けた行財政運営方針」**(H29~R2) をそれぞれ策定
- 現在の「**復興・創生に向けた行財政運営方針**」の<u>対象期間が令和2年度末で終期</u> を迎えることから、見直し等の対応が必要

#### Ⅱ 社会情勢の変化と課題認識

#### 1 社会情勢の変化

- これまでの復興・創生業務の進展に加え、働き方改革の取組など、<u>行財政運営</u> に関わる大きな状況変化が発生
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、<u>社会構造や世の中の考え方・働き方が急激に変化</u>

#### 2 課題認識

- 〇 現在の運営方針は、<u>震災発生から10年目を迎えた現在の状況を反映しきれて</u>いない、進行管理が困難などの課題を抱えている。
- 新型コロナウイルス感染症について、終息時期が見通せないことに加え、<u>今後</u> <u>の社会経済に与える影響の大きさ等についても不透明</u>であることから、<u>今後の行</u> 財政運営の在り方についても、現時点で見込むことが困難

#### Ⅲ 見直しの方向性

#### 《方向性(案)》

- 当面は、<u>現在の運営方針の期間を1年間延長</u>して対応することとし、上記Ⅱ を踏まえながら、<u>令和3年9月に県議会に提案予定の「次期総合計画」の内容</u> と連動させる形で、新たな計画の策定を検討する。
- (理由)・ 新計画策定において、県の最上位計画である<u>「総合計画」との連動は必須</u>であり、次期総合計画の方向性、内容等を踏まえながら、検討していく必要がある。
  - まさに現在進行形で、<u>新型コロナウイルス感染症</u>が県民生活等に影響を 及ぼしている状況であり、今後、<u>その影響や社会の変革状況等を十分に見</u> **定めた上で、計画に反映**させる必要がある。



資料 4

2 行 推 第 2 号 令和 2 年 7 月 1 7 日

福島県行財政改革推進本部長 福島県知事 内堀 雅雄

福島県行財政改革推進委員会

会長 今野 順夫

福島県行財 政改革推進 委員会長印

#### 行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・創生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化、効果的な情報発信など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

また、同運営方針の見直しについては、「次期総合計画」の内容や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえながら検討していく必要があるため、現在の運営方針の期間を1年間延長することに異議はありません。

なお、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 復興・創生の着実な推進と多様な行政需要への対応のため、必要となる財源について 引き続き国に強く働き掛け、十分な予算を確保するとともに、適切な予算執行に努める ことが求められる。
- 2 復興・創生業務等を適切に執行するため、引き続き必要な人員の確保と人材の育成に 取り組むとともに、外部人材の効果的な活用を進めるほか、アウトソーシングの推進に 当たっては、必要性や効果などを適切に見極めながら、実施していくことが求められる。
- 3 市町村によって復興の進捗状況が異なることから、地域の要望に基づき、避難 12 市町村の広域連携や市町村間の連携について、積極的かつ具体的な議論の牽引役を務めることが求められる。
- 4 原子力発電所事故に伴う風評の払拭、風化の防止及び認識のアップデートに向けて、 福島県の魅力や安全・安心に関する情報等を、国内外に効果的かつ積極的に発信してい くことが求められる。
- 5 公務能率の向上等に向けて、ペーパーレス化や在宅勤務等のICTを活用した環境の 整備に努めるとともに、円滑な業務の遂行等に向けた業務や情報の見える化・共有化が 求められる。
- 6 現運営方針の見直しに当たっては、これまでの取組状況を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による影響等を把握、整理した上で、各種事業の目標や成果等を明確にしながら、次期総合計画と連動して検討を進めることが求められる。